

「県警は丁寧な説明を」

大垣署情報 原告らが要請書提出
大漏えい訴訟



警察が市民を監視し情報を収集する危険性について訴える近藤ゆり子さん(左)ら＝岐阜市藪田南

大垣市などで計画されている風力発電施設の建設を巡り、大垣署員が事業者の中部電力子会社シーテック(名古屋市)に反対住民ら

の情報を伝えたとして、住民らが国と県に対し、保有する情報の抹消を求めた訴訟に関し、原告や弁護団、支援者でつくるグループは

22日、県警本部を訪れ、警察が個人の情報を収集する根拠を法廷で丁寧に説明するよう求める要請書を提出した。岐阜地裁では来春、県警関係者らの証人尋問が予定されている。

訴状などによると、署員は2013、14年に少なくとも4回、社員と面会して住民らの年齢や学歴、病歴を伝え、「大々的な市民運動へと展開することを署としても回避したい」などと述べていたとされる。

訴訟では、県側が県警の情報収集は警察法2条の「公共の安全と秩序の維持」に基づいており、「通常行っている業務の一環」と主

張。証人尋問では当時、面会した署員や社員らが出廷する予定。

グループの「大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす『もの言う』自由を守る会」は、県警監察課に本部長宛の要請書を提出。他にも法的根拠がないのに市民を監視することをやめ、保有する個人情報抹消するよう求めた。

提出後には県庁前で街宣活動を行い、原告の近藤ゆり子さんが「もしかしたらあなたの個人情報がかめられ、勝手に人物像がつくられ、誰かにその情報が渡されているかもしれない」と訴えた。(大賀由貴子)